**発注者と受注者のための解体・改修（リフォーム）工事に係る環境法令チェックシート**

　　　年　　月　　日チェック

工事着手前　　大気汚染防止法関連事項

|  |  |
| --- | --- |
| 【発注者】  【担当者】 | 【受注者（元請業者）】  【担当者】 |
| □石綿含有建材に係る事前調査に協力しました。  設計図書など、石綿の有無に係る情報を元請業  者に提供する必要があります。  ※通例、事前調査には費用がかかります。 | □石綿含有建材に係る事前調査を実施しました。  ※書面・目視調査後も石綿含有が不明な建材は、石綿有と  みなすか、分析調査により確認すること。なお、書面調査  の結果、平成18年9月以降に設置された建築物等に  該当する場合は以降の調査は不要。 |
| □事前調査結果に係る書面説明を受けました。 | □発注者に事前調査結果を書面で説明しました。 |
| □石綿含有建材の除去等工事に係る配慮をおこないました。  （工事の費用（契約金額）、工期、作業の方法）  　※事前調査の結果、石綿含有建材が確認された場合、作業基準等を遵守したうえで解体等工事を行うため、工事費用の増額、工期の延長等が想定されますので、適宜変更契約等の対応が必要になります。（もし工事着手後に石綿含有建材が見つかった場合も同じ。）  （□石綿含有建材が無かったので配慮不要） | □事前調査結果の記録を作成しました。  （説明書の写しと一緒に３年間保存） |
| □事前調査結果を県・労働基準監督署に報告しました。 |
| □作業計画を作成しました。  ※下請負人へ作業方法等の説明・指導を行うこと。  （□石綿含有建材の除去等作業が無かったので不要） |
| □事前調査結果の書面を現場に備え付け、掲示板を設置しました。 |
| □県環境課（又は山形市）に特定粉じん排出等作業の実施を届出しました。（着手日の14日前）  （□レベル1,2建材の除去等作業が無く届出不要） | □所轄労働基準監督署に工事の計画を届出しました。  （着手日の14日前）  （□レベル1,2建材の除去等作業が無く届出不要） |

（土壌汚染対策法、フロン排出抑制法、騒音規制法、振動規制法、PCＢ特措法、廃掃法関連）

|  |  |
| --- | --- |
| □土壌汚染対策法に基づき県水大気環境課に届出しました。  （□工事面積3000m２ (900m２)未満で届出不要） | □騒音規制法又は振動規制法に基づき市町村環境保全担当課に届出しました。  （□騒音等発生する機械・作業等が無いため届出不要） |
| □右記の書面説明を受けました。  □業務用冷凍空調機器のフロン回収を第一種フロン類充塡回収業者に書面で委託しました。  （□解体工事ではない又は機器無し。） | □業務用冷凍空調機器の有無について事前確認を行い、結果を発注者に書面説明しました。  □フロン回収に係る書面を発注者に回付しました。  （□解体工事ではない又は機器無し。） |
| □PCB使用電気機器はなかった。  （□当該機器があったので、県環境課（又は山形市）に相談した。） | □解体工事において、建築物・工作物を全て解体する。  （□一部を残置するため、県環境課（又は山形市）に相談した。） |

　　　年　　月　　日チェック

工事（作業）着手後　　大気汚染防止法関連事項　※元請業者のみ

|  |
| --- |
| □以下の作業基準等を遵守しました。　　（□下請負人が作業及び記録作成を実施。）  ・石綿作業主任者の選任・職務実施　　　　　 ・石綿作業場（特定粉じん排出等作業）の掲示  ・マスク、保護衣等の使用　　　　　　　　　 ・関係者以外の立入禁止表示  ・各建材ごとに石綿飛散防止対策を実施　　　 ・作業実施状況の写真等による記録作成  ・作業後の床等の清掃・シート等の梱包等処理　・作業者の作業記録の作成、健康診断や特別教育の実施  □作業後、石綿作業主任者等が現場に石綿の取り残しが無いことを目視確認しました。  （レベル1,2建材の除去等作業の場合、負圧及び隔離養生解除前に、大気中に石綿が飛散していないことも確認）  （□石綿含有建材の除去等作業無し）　　※もし、工事着手後に石綿含有建材が見つかった場合、発注者・受注者で協議する。 |

　　　年　　月　　日チェック

工事（作業）完了後　　大気汚染防止法関連事項

|  |  |
| --- | --- |
| □作業完了報告書を受け取りました。 | □発注者に作業完了を書面で報告しました。 |
| □県に作業完了を報告しました。  （□レベル1,2建材の除去等作業が無く報告不要） | □作業者ごとの作業記録を保存しました。（40年間） |

**発注者と受注者のための解体・改修（リフォーム）工事に係る環境法令チェックシート**

**（記載例）**

令和○○年○○月○○日チェック

工事着手前　　大気汚染防止法関連事項

|  |  |
| --- | --- |
| 【発注者】　株式会社○○○○  【担当者】　経理部　○○○○ | 【受注者（元請業者）】　株式会社□□□□  【担当者】　営業部　□□□□ |
| ☑石綿含有建材に係る事前調査に協力しました。  設計図書など、石綿の有無に係る情報を元請業  者に提供する必要があります。  ※通例、事前調査には費用がかかります。 | ☑石綿含有建材に係る事前調査を実施しました。  ※書面・目視調査後も石綿含有が不明な建材は、石綿有と  みなすか、分析調査により確認すること。なお、書面調査  の結果、平成18年9月以降に設置された建築物等に  該当する場合は以降の調査は不要。 |
| ☑事前調査結果に係る書面説明を受けました。 | ☑発注者に事前調査結果を書面で説明しました。 |
| ☑石綿含有建材の除去等工事に係る配慮をおこないました。  （工事の費用（契約金額）、工期、作業の方法）  　※事前調査の結果、石綿含有建材が確認された場合、作業基準等を遵守したうえで解体等工事を行うため、工事費用の増額、工期の延長等が想定されますので、適宜変更契約等の対応が必要になります。（もし工事着手後に石綿含有建材が見つかった場合も同じ。）  （□石綿含有建材が無かったので配慮不要） | ☑事前調査結果の記録を作成しました。  （説明書の写しと一緒に３年間保存） |
| ☑事前調査結果を県・労働基準監督署に報告しました。 |
| ☑作業計画を作成しました。  ※下請負人へ作業方法等の説明・指導を行うこと。  （□石綿含有建材の除去等作業が無かったので不要） |
| ☑事前調査結果の書面を現場に備え付け、掲示板を設置しました。 |
| ☑県環境課（又は山形市）に特定粉じん排出等作業の実施を届出しました。（着手日の14日前）  （□レベル1,2建材の除去等作業が無く届出不要） | ☑所轄労働基準監督署に工事の計画を届出しました。  （着手日の14日前）  （□レベル1,2建材の除去等作業が無く届出不要） |

（土壌汚染対策法、フロン排出抑制法、騒音規制法、振動規制法、PCＢ特措法、廃掃法関連）

|  |  |
| --- | --- |
| ☑土壌汚染対策法に基づき県水大気環境課に届出しました。  （□工事面積3000m２ (900m２)未満で届出不要） | ☑騒音規制法又は振動規制法に基づき市町村に届出しました。  （□騒音等発生する機械・作業等が無いため届出不要） |
| ☑右記の書面説明を受けました。  ☑業務用冷凍空調機器のフロン回収を第一種フロン類充塡回収業者に書面で委託しました。  （□解体工事ではない又は機器無し。） | ☑業務用冷凍空調機器の有無について事前確認を行い、結果を発注者に書面説明しました。  ☑フロン回収に係る書面を発注者に回付しました。  （□解体工事ではない又は機器無し。） |
| ☑PCB使用電気機器はなかった。  （□当該機器があったので、県環境課（又は山形市）に相談した。） | ☑解体工事において、建築物・工作物を全て解体する。  （□一部を残置するため、県環境課（又は山形市）に相談した。） |

令和○○年○○月○○日チェック

工事（作業）着手後　　大気汚染防止法関連事項　※元請業者のみ

|  |
| --- |
| ☑以下の作業基準等を遵守しました。　　（☑下請負人が作業及び記録作成を実施。）  ・石綿作業主任者の選任・職務実施　　　　　 ・石綿作業場（特定粉じん排出等作業）の掲示  ・マスク、保護衣等の使用　　　　　　　　　 ・関係者以外の立入禁止表示  ・各建材ごとに石綿飛散防止対策を実施　　　 ・作業実施状況の写真等による記録作成  ・作業後の床等の清掃・シート等の梱包等処理　・作業者の作業記録の作成、健康診断や特別教育の実施  ☑作業後、石綿作業主任者等が現場に石綿の取り残しが無いことを目視確認しました。  （レベル1,2建材の除去等作業の場合、負圧及び隔離養生解除前に、大気中に石綿が飛散していないことも確認）  （□石綿含有建材の除去等作業無し）　　※もし、工事着手後に石綿含有建材が見つかった場合、発注者・受注者で協議する。 |

令和○○年○○月○○日チェック

工事（作業）完了後　　大気汚染防止法関連事項

|  |  |
| --- | --- |
| ☑作業完了報告書を受け取りました。 | ☑発注者に作業完了を書面で報告しました。 |
| ☑県に作業完了を報告しました。  （□レベル1,2建材の除去等作業が無く報告不要） | ☑作業者ごとの作業記録を保存しました。（40年間） |